令　和　４　年　度

宝塚市財政健全化審査意見書

宝　塚　市　監　査　委　員

写

宝　監　第　１　０　８　号

令和５年(2023年)　９月２６日

宝塚市長　山　﨑　晴　恵　様

宝塚市監査委員　徳　田　逸　男

同　　小　川　克　弘

同　　村　松　あ　ん　な

令和４年度宝塚市財政健全化審査意見書の提出について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第３条第１項の規定に基づき、審査に付された健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類を審査した結果、その意見を提出します。

令和４年度　宝塚市財政健全化審査意見

１　監査等の種類

健全化判断比率審査

２　審査の対象

実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率及び将来負担比率に係る各対象会計

３　審査の概要

宝塚市監査基準に基づき、市長から提出された健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているかどうかを主眼として実施しました。

４　審査の日程

審査の期間　　：令和５年７月１５日から令和５年８月２８日まで

監査委員審査実施日　：令和５年８月２８日

監査委員審査実施場所：２－４会議室

５　審査の結果

（１）総合意見

審査に付された次の健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められました。

（単位　％）

健全化判断比率	令和４年度	早期健全化基準	財政再生基準
実質赤字比率	－	11.30	20.00
連結実質赤字比率	－	16.30	30.00
実質公債費比率	4.6	25.0	35.0
将来負担比率	2.8	350.0	

※　実質赤字比率、連結実質赤字比率については、赤字が生じていないため「－」で記載しています。

（２）個別意見

ア　将来負担比率について

今回の将来負担比率2.8％については、総務省のフォーマットにのっとり、正しく算出されたものとなっていましたが、将来負担比率の算定には計上されていない、いくつかの懸念材料が存在します。

まず、退職手当負担見込額の算出についてです。兵庫県市町村職員退職手当組合（以下「退職手当組合」という。）の積立金残高237億3,669万円（積立金運用益相当額）の配分にあたり、構成団体のうち退職手当組合への負担金累計額が退職手当組合からの給付金累計額を上回る構成団体（以下「負担金超過団体」という。）のみで、その各負担金超過団体の超過額に応じて積立金運用益相当額全額を按分するという簡便な算定方法を採用しています。その結果、本市の場合は退職手当組合積立額として63億4,000万円が配分されていますが、そもそも積立金運用益相当額を負担金超過団体のみで配分することは非現実的であると考えます。

また、退職手当支給予定額に係る負担見込額として、一般会計等における退職手当組合に対する積立額が44億2,018万円と算定されていますが、これは単に本市全体の退職手当組合積立額63億4,000万円を一般会計等の職員数で按分した数値であり、各会計の累積負担・給付差額の状況等を反映したものとはなっておらず、一般会計等、水道事業会計、下水道事業会計及び病院事業会計間における按分方法は不確定であることに留意しておく必要があります。

次に、地方債の償還額等に充当可能な基金の算出についてです。充当可能基金として、土地、債券等で保有していない基金残高205億5,543万円が計上されていますが、基金に属する現金からは宝塚市土地開発公社に対して15億円の貸付け（期間：令和４年４月２８日から令和５年３月３１日まで）が行われています。この貸付金は、年度末に基金へ一旦全額返済されているため、基金に属する現金全額が充当可能基金として計上されていますが、実質的な充当可能基金は貸付金を除いた金額となることに留意しておく必要があります。

なお、将来負担比率には含まれていない大きな将来負担を伴う事業に係る事業費の積算状況については、「新ごみ処理施設建設及び市立病院の老朽化への対応が挙げられる。新ごみ処理施設については、令和４年６月３０日に新ごみ処理施設等整備・運営事業に係る落札者が決定し、落札額は総額657億7,780万円となった。このうち、施

設等整備に係る経費については、国の補助金や地方債、都市計画税、積み立てた基金を活用しながら実施していく予定である。市立病院の老朽化については、仮に現在の稼働病床数で現地建て替えを行った場合の概算のコストについて、近隣病院の建設事例等を参考に試算したところ、約262億円との結果が出ている。現時点では正確な事業費として積算することはできないが、時代に即した持続可能な在り方について検討し、方向性を決定する必要がある。」旨の説明を所管課から受けました。

市立病院の老朽化については、宝塚市立病院長期保全計画が令和５年３月に見直されており、この見直しによれば、配管工事を含めた必要な大規模改修工事等として、令和５年度から令和８年度までに12億8,406万円が見込まれています。また、市立病院における最重要課題である経営改善を目指す「経営強化プラン」が令和５年度中に策定される予定ですが、これに併せて、築39年を経過した市立病院の新病院建設候補地決定に向けた準備調査が行われ、各候補地について課題等を整理した報告結果がとりまとめられることとなっています。保全計画については、経営強化プランにおける病院建替えの時期を目処に、空調等の診療への影響が大きい箇所を中心に必要最低限の投資を行い、建物を維持する計画に修正していく予定とのことですが、今後の市立病院の在り方によって、病院事業会計への繰出額の増加等により一般会計にも影響を及ぼす可能性があるため、注視しておく必要があると考えます。

さらに、令和４年７月に宝塚市公共施設（建築物）長寿命化計画策定業務委託契約が締結され、107施設を対象とした各施設の劣化状況の把握が行われており、令和５年度には、長寿命化計画及び各対象施設の中長期にわたる施設保全計画（個別施設計画）が策定される見込みです。このほかにも、既に長寿命化計画が策定されている学校、市営住宅、公園、道路、橋りょう等の建物・インフラ施設の老朽化対応について、今後適切に保全していくためには、多額の維持更新費用が必要となります。これらの潜在的な将来負担についても留意しつつ、引き続き健全な財政運営を行うよう努めてください。

（３）是正改善を要する事項

特に指摘すべき事項はありません。

参考資料

1　健全化判断比率等の対象会計について

<table>
<tr><td rowspan="2">一般会計等</td><td colspan="2">一般会計</td><td rowspan="2">実質赤字比率</td><td rowspan="13">連結実質赤字比率</td><td rowspan="13">実質公債費比率</td><td rowspan="13">将来負担比率</td><td rowspan="13">資金不足比率</td></tr>
<tr><td>一般会計等に属する
特別会計</td><td>宝塚市営霊園事業</td></tr>
<tr><td rowspan="7">その他の
特別会計</td><td rowspan="4">一般会計等以外の特別会計
のうち公営企業に係る
特別会計以外の特別会計</td><td>国民健康保険事業</td><td rowspan="4"></td></tr>
<tr><td>国民健康保険診療施設</td></tr>
<tr><td>介護保険事業</td></tr>
<tr><td>後期高齢者医療事業</td></tr>
<tr><td rowspan="3">公営企業に係る特別会計
（法適用）</td><td>水道事業会計</td><td rowspan="3"></td></tr>
<tr><td>下水道事業会計</td></tr>
<tr><td>病院事業会計</td></tr>
<tr><td colspan="2" rowspan="4">一部事務組合、広域連合</td><td>兵庫県市町村職員退職手当組合</td><td rowspan="4"></td></tr>
<tr><td>丹波少年自然の家事務組合</td></tr>
<tr><td>兵庫県後期高齢者医療広域連合</td></tr>
<tr><td>阪神水道企業団</td></tr>
<tr><td colspan="2" rowspan="3">地方公社、第三セクターなど</td><td>土地開発公社</td><td rowspan="3"></td></tr>
<tr><td>阪神福祉事業団</td></tr>
<tr><td>兵庫県信用保証協会</td></tr>
</table>

2　健全化判断比率について

（1）実質赤字比率

（単位　%）

区分	令和２年度	令和３年度	令和４年度	早期健全化基準	財政再生基準
実質赤字比率	―	―	―	11.30	20.00

※実質赤字額が生じていないため「－」で記載しています。

実質赤字比率とは、一般会計等を対象とした実質赤字額の標準財政規模に対する比率です。

実質赤字比率の算定式は、次のとおりです。

$$\text{実質赤字比率} = \frac{\text{一般会計等の実質赤字額}}{\text{標準財政規模}}$$

本市における一般会計等の実質収支額は、12億734万円の黒字となっており、実質赤字額が生じていないため、実質赤字比率は該当しません。

一般会計等の実質収支額の内訳は、次のとおりです。

（単位　千円）

会計	令和２年度	令和３年度①	令和４年度②	対前年度増減 ②－①
一般会計	1,512,526	2,383,362	1,207,341	△ 1,176,021
宝塚市営霊園事業	0	0	0	0
計	1,512,526	2,383,362	1,207,341	△ 1,176,021

※算定に用いる実質収支額は、事業繰越などの取扱いにより、各会計の実質収支額と異なる場合があります。

標準財政規模の内訳は、次のとおりです。

（単位　千円）

項目	令和２年度	令和３年度①	令和４年度②	対前年度増減 ②－①
標準税収入額	38,330,301	37,453,537	38,834,651	1,381,114
普通交付税額	4,033,610	6,135,352	6,290,044	154,692
臨時財政対策債発行可能額	2,918,447	4,669,497	1,897,676	△ 2,771,821
計	45,282,358	48,258,386	47,022,371	△ 1,236,015

（２）連結実質赤字比率

（単位　%）

区分	令和２年度	令和３年度	令和４年度	早期健全化基準	財政再生基準
連結実質赤字比率	—	—	—	16.30	30.00

※連結実質赤字額が生じていないため、「－」で記載しています。

連結実質赤字比率とは、一般会計のほか、特別会計（公営企業会計を含む。）を含めた

全会計を対象とした連結実質赤字額の標準財政規模に対する比率です。

連結実質赤字比率の算定式は、次のとおりです。

$$\text{連結実質赤字比率} = \frac{\text{連結実質赤字額}}{\text{標準財政規模}}$$

本市における連結実質収支額は65億6,105万円の黒字となっており、連結実質赤字額が生じていないため、連結実質赤字比率は該当しません。

連結実質収支額の内訳は、次のとおりです。

（単位　千円）

会　計			実質収支額又は資金不足・剰余額			対前年度増減 ②－①
			令和２年度	令和３年度①	令和４年度②	
一般会計等			1,512,526	2,383,362	1,207,341	△ 1,176,021
一般会計等以外の特別会計のうち公営企業に係る特別会計以外の会計		国民健康保険事業	593,860	824,913	503,791	△ 321,122
		国民健康保険診療施設	0	0	0	0
		介護保険事業	769,421	363,921	405,839	41,918
		後期高齢者医療事業	0	0	0	0
公営企業会計	法適用企業	水道事業	3,956,025	4,012,326	3,105,027	△ 907,299
		下水道事業	393,762	423,660	530,588	106,928
		病院事業	△ 905,273	△ 88,735	808,465	897,200
計			6,320,321	7,919,447	6,561,051	△ 1,358,396

令和２年度決算及び令和３年度決算では病院事業会計に資金不足額が生じていましたが、令和４年度決算では全ての会計で実質収支が黒字又は資金剰余額が生じており、連結実質赤字額は発生していません。

（３）実質公債費比率（３箇年平均）

（単位　%）

区分	令和２年度	令和３年度	令和４年度	早期健全化基準	財政再生基準
実質公債費比率（３箇年平均）	3.7	4.1	4.6	25.0	35.0

実質公債費比率とは、一般会計等が負担する元利償還金及び準元利償還金の標準財政規模に対する比率です。

単年度の実質公債費比率は令和２年度が4.09910%、令和３年度が4.65950%、令和４年

度が5.17961％となっており、３箇年を平均した結果、令和４年度の実質公債費比率（３箇年平均）は4.6％となります。これは、早期健全化基準（25.0％）を下回っています。

実質公債費比率（単年度）の算定式は、次のとおりです。

$$\text{実質公債費比率} = \frac{(A+B)-(C+D)}{E-D}$$

A　地方債元利償還金(一般会計等の公債費の元利償還額)

B　準元利償還金(一般会計等から一般会計等以外の特別会計への繰出金のうち、公営企業債の償還の財源に充てたと認められるもの等)

C　特定財源(都市計画事業の財源として発行された地方債償還額に充当した都市計画税等)

D　元利償還金及び準元利償還金に係る基準財政需要額算入額

E　標準財政規模

実質公債費比率（単年度）の算定に必要な各項目の数値は、次のとおりです。

（単位　千円）

項　目	令和２年度	令和３年度①	令和４年度②	対前年度増減 ②－①
A 地方債元利償還金	6,512,965	6,805,745	6,871,086	65,341
B 準元利償還金	1,771,203	1,702,819	1,694,169	△ 8,650
C 特定財源	1,756,294	1,574,909	1,475,084	△ 99,825
D 元利償還金及び準元利償還金に係る基準財政需要額算入額	4,871,389	4,914,023	4,908,854	△ 5,169
E 標準財政規模	45,282,358	48,258,386	47,022,371	△ 1,236,015

（４）将来負担比率

（単位　％）

区分	令和２年度	令和３年度	令和４年度	早期健全化基準
将来負担比率	18.9	11.7	2.8	350.0

将来負担比率とは、一般会計等が将来負担すべき実質的な負債の標準財政規模に対する比率です。令和４年度の将来負担比率は2.8％で、早期健全化基準（350.0％）を下回っています。

将来負担比率の算定式は、次のとおりです。

$$\text{将来負担比率} = \frac{A - B}{C - D}$$

A　将来負担額

B　充当可能財源等

C　標準財政規模

D　元利償還金及び準元利償還金に係る基準財政需要額算入額

将来負担比率の算定に必要な各項目の数値は、次のとおりです。

（単位　千円）

項　目	令和２年度	令和３年度①	令和４年度②	対前年度増減 ②－①
A 将来負担額	94,812,512	93,206,110	90,271,292	△ 2,934,818
B 充当可能財源等	87,151,110	88,126,624	89,057,594	930,970
C 標準財政規模	45,282,358	48,258,386	47,022,371	△ 1,236,015
D 元利償還金及び準元利償還金に係る基準財政需要額算入額	4,871,389	4,914,023	4,908,854	△ 5,169

「A 将来負担額」の内訳は、次のとおりです。

（単位　千円）

項　目	令和２年度	令和３年度①	令和４年度②	対前年度増減 ②－①
イ 地方債現在高	72,599,113	72,364,012	71,007,134	△ 1,356,878
ロ 債務負担行為に基づく支出予定額	2,931,796	2,900,349	2,653,949	△ 246,400
ハ 公営企業債等繰入見込額	11,361,103	10,011,934	9,226,169	△ 785,765
ニ 組合負担等見込額	15,461	11,791	9,463	△ 2,328
ホ 退職手当負担見込額	5,826,207	5,691,156	5,475,748	△ 215,408
ヘ 設立法人の負債額等負担見込額	2,078,832	2,226,868	1,898,829	△ 328,039
ト 連結実質赤字額	0	0	0	0
チ 組合連結実質赤字額負担見込額	0	0	0	0
計	94,812,512	93,206,110	90,271,292	△ 2,934,818

「B　充当可能財源等」の内訳は、次のとおりです。

（単位　千円）

項　目		令和２年度	令和３年度①	令和４年度②	対前年度増減 ②－①
リ　充当可能基金額		14,185,933	16,202,880	20,555,430	4,352,550
ヌ　充当可能特定歳入		15,215,055	14,074,272	11,864,596	△　2,209,676
	うち都市計画税	14,375,623	13,397,950	11,425,153	△　1,972,797
ル　地方債現在高等に係る基準財政需要額算入見込額		57,750,122	57,849,472	56,637,568	△　1,211,904
計		87,151,110	88,126,624	89,057,594	930,970

３　近隣市町の健全化判断比率（前年度比較）

令和３年度決算における近隣市町の健全化判断比率は次のとおりです。

（単位　％）

	実質赤字比率	連結実質赤字比率	実質公債費比率	将来負担比率
尼崎市	－	－	9.7	36.3
西宮市	－	－	4.5	4.7
芦屋市	－	－	6.3	83.4
伊丹市	－	－	4.5	－
川西市	－	－	8.3	91.2
三田市	－	－	6.1	－
猪名川町	－	－	3.0	－
宝塚市	－	－	4.1	11.7

※総務省の「地方財政状況調査資料」等を基に作成。該当がないものは、「－」で記載しています。

５　用語の解説

◆　健全化判断比率

実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率及び将来負担比率の４つの財政指標の総称です。健全化判断比率は、財政の早期健全化や再生の必要性を判断するものであるとともに、他団体と比較することなどにより当該団体の財政状況を客観的に表す意義をもつものです。

◆　実質赤字比率

当該地方公共団体の一般会計等を対象とした実質赤字額の標準財政規模に対する比率です。福祉、教育、まちづくり等を行う地方公共団体の一般会計等の赤字の程度を指標化し、財政運営の悪化の度合いを示す指標ともいえます。

◆　連結実質赤字比率

公営企業会計を含む当該地方公共団体の全会計を対象とした実質赤字額及び資金の不足額の標準財政規模に対する比率です。全ての会計の赤字と黒字を合算して、地方公共団体全体としての赤字の程度を指標化し、地方公共団体全体としての財政運営の悪化の度合いを示す指標ともいえます。

◆　実質公債費比率

当該地方公共団体の一般会計等が負担する元利償還金及び準元利償還金の標準財政規模を基本とした額に対する比率です。借入金（地方債）の返済額及びこれに準じる額の大きさを指標化し、資金繰りの程度を示す指標ともいえます。

◆　将来負担比率

地方公社や損失補償を行っている出資法人等に係るものも含め、当該地方公共団体の一般会計等が将来負担すべき実質的な負債の標準財政規模を基本とした額に対する比率です。地方公共団体の一般会計等の借入金（地方債）や将来支払っていく可能性のある負担等の現時点での残高を指標化し、将来財政を圧迫する可能性の度合いを示す指標ともいえます。

◆　標準財政規模

地方公共団体の標準的な状態で通常収入されると見込まれる経常的一般財源の規模を示すものです。

◆　早期健全化基準

財政収支が不均衡な状況その他の財政状況が悪化した状況において、自主的かつ計画

的にその財政の健全化を図るべき基準です。地方公共団体は、健全化判断比率のいずれかが早期健全化基準以上である場合には、当該健全化判断比率を公表した年度の末日までに「財政健全化計画」を定めなければならないこととなっています。

◆　財政再生基準

財政収支の著しい不均衡その他の財政状況の著しい悪化により自主的な財政の健全化を図ることが困難な状況において、計画的にその財政の健全化を図るべき基準です。地方公共団体は、再生判断比率（実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率）のいずれかが財政再生基準以上である場合には、自主的な財政の健全化を図ることが困難な状況とされ、当該再生判断比率を公表した年度の末日までに「財政再生計画」を定め、これに基づき財政の再生を図ることとなっています。